

延滞金・加算金

◆延滞金

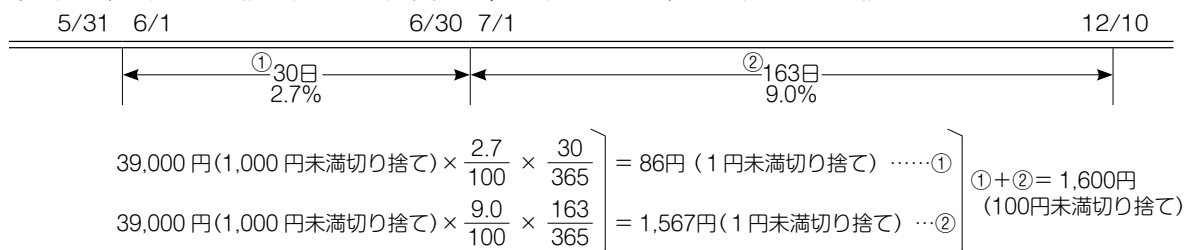
税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の割合で延滞金がかかります。

- ① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで……年 7.3%
 ただし、各年の特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+1%（上限7.3%）となるため、平成29年（1月1日から12月31日まで）は**2.7%**となっています。
 ※平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、前年11月末時点の「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に年4%を加算した割合が各年において適用されます。
- ② 納期限の翌日から1か月を経過した日以後……年 14.6%
 ただし、各年の特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+7.3%となるため、平成29年（1月1日から12月31日まで）は**9.0%**となっています。

特例基準割合＝平成26年1月1日以降は、銀行の新規の短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合（平成29年1月1日からの特例基準割合は1.7%）

◎延滞金の計算例

平成29年5月31日納期限の自動車税39,500円をその年の12月10日に納めたとき



なお、法人の住民税・法人の事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、商業手形の基準割引率により変わります。ただし、各年の特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合となるため、平成29年（1月1日から12月31日まで）は1.7%となっています。

◆加算金

分離課税に係る所得割（個人住民税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、鉱産税及び入湯税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合は、次の加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で申告額が実際より少なく、後日増額の更正等があったとき 増差税額の10% ※増差税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。
不申告加算金	期限内に申告書を提出しなかった場合 税額の15% ※税額が50万円を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。 (ただし、更正・決定があることを予知せず、期限後に申告を行った場合は、5%)
重加算金	課税の基礎となる事実を隠ぺいし、偽装して税を免れようとした場合で、 期限内に申告書を提出しているとき……増差税額の35% 期限内に申告書を提出していないとき……税額の40%

(注) 短期間に繰り返して不申告又は偽装・隠ぺいをしたときは、加算金が10%加重される場合があります。

適正な申告・納期内納付をお願いします。